

# 令和元年第3回（9月）上越市議会定例会

## 厚生常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第126号	上越市印鑑条例の一部改正について	市民課	1～2
議案第114号	令和元年度上越市一般会計補正予算(第2号)	市民課	3



所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第126号
提出課	市民課

## 上越市印鑑条例の一部改正について

### 1 改正理由

住民基本台帳法施行令の一部改正により、求めに応じて住民票に旧氏の記載ができるようになることを受け、印鑑登録証明書においても旧氏の記載ができるよう、所要の改正を行うもの

### 2 主な改正内容

- (1) 旧氏を表した印鑑を登録することができることとする。(第6条関係)
- (2) 旧氏で印鑑登録していた場合で、旧氏に変更があったときは、印鑑の登録を抹消することとする。(第13条関係)
- (3) その他文言を整備する。

### 3 施行期日

令和元年11月5日

### 4 上越市印鑑条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に<u>基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)</u>で、住民票に<u>通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)</u>をも併せて記載(法第6条第3項に規定する磁気ディスクをもって調製する住民票にあつては、<u>記録。以下同じ。)</u>をしているものについては、その通称を本名に付することができる。</p> <p>(登録印鑑の規制)</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に<u>基づく本市の</u>住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>2 略</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>外国人</u>で、住民基本台帳に<u>通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項</u>に規定する通称をいう。以下同じ。)<u>をも併せて記載し</u>ているものについては、その通称を本名に付することができる。</p> <p>(登録印鑑の規制)</p>

改 正 案	改 正 前
<p>第6条 略</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（<u>令第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。</u>）若しくは通称又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、登録申請された印鑑が非漢字圏の外国人住民 _____ に係る住民票の備考欄に<u>記載がされている</u>氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表しているものである場合は、当該印鑑の登録申請を受理することができる。</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第13条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 氏名、氏（氏に変更があった者については、<u>住民票に記載がされている旧氏を含む。</u>）又は名（外国人住民にあっては通称又は氏名の片仮名表記を含む。）を変更したことにより、第6条第1項第1号に該当することとなったとき。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第6条 略</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名 _____ 若しくは通称又は氏名 _____ 若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名 _____ 又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、登録申請された印鑑が非漢字圏の外国人住民（<u>法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。</u>）に係る住民票の備考欄に<u>記録され</u>ている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表しているものである場合は、当該印鑑の登録申請を受理することができる。</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第13条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 氏名、氏 _____ 又は名（外国人住民にあっては通称又は氏名の片仮名表記を含む。）を変更したことにより、第6条第1項第1号に該当することとなったとき。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>2 略</p>

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第114号
提出課	市民課

歳出科目 (P16～P17)	2款1項24目	雁木通りプラザ費
----------------	---------	----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
雁木通りプラザ管理運営費	29,563	32,412	61,975

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	11,550	委託料	32,412
市債	2,200		
一般財源	18,662		

【補正理由】

温室効果ガスの排出抑制に向け、環境省が進めている「地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業」に採択されたことから、環境負荷低減に資するLED照明や空調設備並びにそれらを最適化するシステムを導入し、その効果を検証する委託事業に要する経費を増額するもの

【補正内容】

名称	補正前	補正額	補正後
カーボン・マネジメント設備導入業務委託料	0	32,412	32,412

【事業の概要】

- LED照明への更新（稼働が高いエリアに導入）
  - ・地下駐車場、1階、2階、3階の一部
- 個別空調（ガスヒートポンプエアコン）2台の更新
- エネルギー計測・管理システムの導入